

厚生労働省発開0313第4号

令和6年3月13日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 武見 敬三



別紙「職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職業訓練の認定基準のうち不認定の効力が及ぶ範囲に係る見直し

職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律第四条第二項に規定する認定職業訓練を行おうとする者が認定を受けようとする職業訓練（以下「申請職業訓練」という。）について、実施日が特定されていない科目を含むものを行おうとする場合にあつては、過去に当該申請職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を行った場合は、一定の就職率の実績を有することとしている要件について、全国で行った認定職業訓練を対象とすること。

第二 職業訓練の認定基準のうち訓練期間及び訓練時間に係る特例の見直し

一 令和三年二月二十五日から令和六年三月三十一日までの間に開始される申請職業訓練のうち実施日が特定されていない科目を含まない実践訓練（職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律施行規則第二条第一号ロ(1)に規定する実践訓練をいう。以下同じ。）であつて在職者である特定求職者等を対象とするものに係る認定基準について、訓練期間を二週間以上六月以下と、訓練時間を一月当たり六十時間以上かつ一日当たり二時間以上六時間以下とする特例措置については、その期限の到来

をもって延長しないこととする。

二 令和三年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始される申請職業訓練のうち実施日が特定されていない科目を含む実践訓練に係る認定基準について、訓練時間を一月当たり六十時間以上とする特例措置については、その期限の到来をもって延長しないこととする。

第三 職業訓練の認定基準のうち訓練期間及び訓練時間に係る要件の緩和

一 令和六年四月一日以後に開始される実践訓練に係る認定基準について、訓練期間を二月以上六月以下とすること。

二 令和六年四月一日以後に開始しようとする申請職業訓練のうち実施日が特定されていない科目を含まない実践訓練に係る認定基準について、訓練時間を一月当たり八十時間以上かつ一日当たり三時間以上六時間以下とすること。

三 令和六年四月一日以後に開始しようとする申請職業訓練のうち実施日が特定されていない科目を含む実践訓練に係る認定基準について、訓練時間を一月当たり八十時間以上とすること。

第四 職場見学等促進奨励金の支給に係る特例の延長

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に開始した介護分野及び障害福祉分野に係る認定職業訓練であつて厚生労働省人材開発統括官が定めるものを実施した場合は、特定求職者等一人につき一万円を職場見学等促進奨励金として支給する特例について、令和七年三月三十一日まで延長すること。

第五 職業訓練認定申請書の改正

一 令和六年七月一日以後に開始しようとする認定職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を他の都道府県内において実施した場合であつても当該認定職業訓練を新規扱いとする取扱いについて、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であつて、厚生労働省人材開発統括官が定めるものを行おうとする場合は対象外とすること。

二 令和六年七月一日以後に開始しようとする認定職業訓練と同一の分野に係る認定職業訓練を当該認定職業訓練と同一の都道府県内において実施し、かつ雇用保険適用就職率の適用日が申請受付開始日の一年前の日が属する月の初日から申請受付開始日までの期間に該当しない場合に当該認定職業訓練を新規扱いとする取扱いについて、実施日が特定されていない科目を含む認定職業訓練であつて、厚生労働省

人材開発統括官が定めるものを行おうとする場合は、全国で行った認定職業訓練に係る雇用保険適用就職率の適用日を対象とすること。

第六 その他所要の規定の整備を行うこと。

第七 施行期日等

一 施行期日

この省令は、令和六年四月一日から施行すること。ただし、第五については、同年七月一日から施行すること。

二 経過措置

この省令の施行に関し必要な経過措置を定めること。